

数理経済学会規約

第 1 章 総則

第 1 条 この団体は数理経済学会と称する。

第 2 条 本学会は事務局を数理経済学会会長の研究室内に置く。

第 2 章 目的および事業内

容

第 3 条 本学会は数理経済学研究の一層の促進を図ることを目的とし、数学・経済学それぞれの分野を専攻する多くの学者の交流・協力をつうじてこの目的に近づこうとするものである。

第 4 条 本学会の主たる事業内容は次のとおりである。

1. 定例研究会の開催
2. 全国学会の開催
3. 国際学会の開催
4. 短期集中研修会の開催
5. 数理経済学会誌 Communications in Economics and Mathematical Sciencesの刊行
6. 数理経済学叢書の刊行
7. 主題別研究部会の設置と運営
8. 学生への研究支援
9. その他上記の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

第 5 条 本学会に入会を希望する者は、一般会員 1 名の推薦により、規定の入会申込書を提出し、評議会の承認を得なければならない。

第 6 条 会員は以下の入会金および任意の協賛金を支払うものとする。

1. 入会を承認された会員は入会金として一般会員 10,000円、学生会員 3,000円を納入しなければならない。納入しない場合は、承認を取り消すものとする。なお、学生会員が職を得た際は、差額の7,000円を支払って一般会員になるものとする。
2. 会員は、協賛金10,000円を毎年支払うことができる。

第 7 条 会員は本学会の開催する学術的会合に参加し、また電子メールのメーリングリストを通じた学会連絡・会報、パスワードによるウェブ上の各種サービス等を受けることができる。

第 8 条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

1. 退会
2. 禁治産または準禁治産の宣告を受けた場合
3. 除名

第 9 条 退会を希望する会員は、その旨を本学会に文書を以って届け出なければならない

第 10 条 会員が本学会に対して不正な行為をした場合、会長は評議会の議を経て会員を除名することができる。

第 4 章 役員

第 11 条 本学会には次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
評議員	10～20名
理事	5名程度
会計監査	2名

会長は評議員、理事を兼ね、評議員長、理事長を兼務する。

第 12 条 各役員はその任期満了に先立ち、会員の意見を徴して評議会が選出し、結果を会員に報告しなければならない。

第 13 条 会長の任期は 1 年（4 月 1 日～3 月 31 日）他の役員の任期は 2 年（同上）とする。会長以外の役員は連続 2 期を超えてつとめることができない。また評議員は 2 年ごとに約半数が交替するものとする。

第 14 条 会長は、本学会の事務を総理し、本学会を代表する。理事は評議会の決議に基づき、学会の運営において必要な各種活動の実務（総務、広報、研究集会、定例セミナー、機関誌および叢書の編集・刊行）を担当する。総務および広報担当理事は副会長を兼務するものとする。会長に事故ある場合は副会長のうち一名がその職務を代行する。

第 15 条 理事は会長を補佐し、評議会の決議に基づき、必要な事務を処理する。

第 16 条 会計監査は本学会の財務を監督し、会計報告を監査する。

第 17 条 役員は原則として無給とする。

第 18 条 本学会の事務的業務のうち限定された業務（会員名簿管理・会費徴収・投稿論文受付等）を処理するため、事務局を設け、あるいはその業務を外部に委託することができる。事務局を設ける場合その職員は会長が任免し、有給とする。事務局の業務を外部に委託する場合、その契約は会長がこれを取り行い、評議会が承認する。

第 5 章 会議

第 19 条 評議会は、随時に会長が招集する。会議の議長は会長とする。

第 20 条 評議会は、評議員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開くことができない。但し、評議会に出席できない委員は書面をもって他の出席者に委任することができる。この場合あらかじめ通知のあった事項については、これを出席者とみなす。会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否が同数であるときは、議長の決するところに従う。

第 21 条 次の諸項目は評議会の議決事項である。

1. 各年度の事業報告
2. 各年度の決算
3. 翌年度の事業計画
4. 翌年度の予算
5. 役員の内任
6. 入会金および協賛金の改訂
7. 学会誌委員会及び叢書委員会の委員の内任

第 22 条 本学会の総会は必要に応じて会長が召集する。

第 23 条 総会の招集は、その期日の 10 日以上前に会議の目的を示して、会員に書面を以て通知しなければならない。

第 24 条 総会の議長は、評議員の互選によりその 1 名がつとめる。

第 25 条 会員の議決権は 1 人につき 1 票とする。

第 26 条 総会は、とくに定足数を定めない。議会の議事は、会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 27 条 すべての会議には評議員が議事録を作り、これを議長とともに記名捺印して、評議会が管理・保管せねばならない。

第 6 章 学会誌・叢書の編集・刊行

第 28 条 本学会は数理経済学会誌 Communications in Economics and Mathematical Sciences の刊行を行う。

第 29 条 本学会は数理経済学叢書の刊行を行う。

第 30 条 評議会によって選任された数理経済学会誌および数理経済学叢書の委員は、それぞれ委員会を構成し学会誌あるいは叢書の編集・刊行を行う。また各委員会は、毎年、評議会に編集および刊行の状況について報告を行う。各委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。学会誌委員会には委員長を、叢書委員会には幹事をおく。

第 7 章 資産及び会計

第 31 条 本学会の運営資金は、次の方法で調達する。

1. 入会金および協賛金
2. 事業に伴う収入
3. 寄付金及び補助金
4. そのほかの収入

第 32 条 本学会の資産は、評議会の議決によって確実な管理方法を定め、会長が保管する。

第 33 条 本学会の予算は、毎会計年度開始前会長が編成し、評議会の議決を得た上で全会員に報告しなければならない。

第 34 条 本学会の決算は、会計年度終了後 2 か月以内に会長が作成し、評議会の承諾を得、さらに全会員に報告しなければならない。本学会の決算に剰余金があるときは、評議会の議決を経て、翌年度に繰り越すものとする。

第 35 条 本学会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 8 章 規約の変更並びに解散

第 36 条 この規約の変更は、評議会の議決を経て、全評議員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

第 37 条 本学会の解散は、評議会及び総会の議決を経なければならない。

令和 4 年 4 月 1 日 改訂